



## 小樽の交通安全情報No. 12

令和6年5月15日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

# 自転車についての②

今一度、自転車のルールのご確認をお願いします。

## 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



信号無視や一時不停止、遮断踏切への立ち入りなど、危険なルール違反（自転車危険行為）を繰り返すと、法令により「自転車運転者講習」を受けなければならないこととなります。

受講命令に従わないと、5万円以下の罰金があります。

ルールを守って悲惨な事故をなくしましょう。



**自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう**

**自動車とヘルメットは「ワンセット」**